

令和4年度

大阪府域河川等  
水質調査結果報告書

大阪府

令和6年3月



## はじめに

本府では水質汚濁防止法第16条第1項の規定により「公共用水域及び地下水の水質測定計画」を近畿地方整備局、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市と連携して作成し、それぞれ分担して公共用水域及び地下水の水質常時監視を行っています。

この報告書は、水質測定計画に基づき実施した令和4年度の水質等測定結果をとりまとめたものです。

府域における公共用水域及び地下水の水質の状況を把握するための資料としてご利用いただき、水質保全行政の推進の一助にいただければ幸いです。

なお、これらのデータは大阪府ホームページの『大阪府の水質常時監視ポータルサイト』(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/mizukanshi/>)においても公開しています。

令和6年3月

# 目 次

<b>I</b>	<b>測定結果等の概要</b> .....	<b>1</b>
	1. 水域の概要 .....	3
	2. 大阪府の生活環境保全目標 .....	5
	3. 河川の <b>BOD</b> 及び海域の <b>COD</b> の年平均値の経年変化 .....	12
	4. 河川の <b>BOD</b> 及び海域の <b>COD</b> の <b>75%</b> 値の経年変化 .....	16
<b>II</b>	<b>2022年度測定計画に基づく公共用水域水質測定結果</b> .....	<b>21</b>
	1. 2022年度公共用水域の水質測定計画 .....	23
	2. 測定結果 .....	53
	(1) 水質測定結果<河川／年間測定>	
	① 淀川水域 .....	55
	② 神崎川水域 .....	74
	③ 寝屋川水域 .....	101
	④ 大阪市内河川水域 .....	122
	⑤ 大和川水域 .....	134
	⑥ 泉州諸河川水域 .....	153
	(2) 水質測定結果<河川／通日測定> .....	194
	(3) 水質測定結果<海域> .....	196
	(4) 底質測定結果<河川> .....	218
	(5) 底質測定結果<海域> .....	219
<b>III</b>	<b>2022年度測定計画に基づく地下水質測定結果</b> .....	<b>221</b>
	1. 2022年度地下水質測定計画 .....	223
	2. 測定結果	
	(1) 概況調査結果 .....	236
	(2) 汚染井戸周辺地区調査結果 .....	241
	(3) 継続監視調査結果 .....	244

# I 測定結果等の概要



# 1. 水域の概要

府域を流れる二級河川以上の河川総数は174河川ですが、そのうち淀川水系及び大和川水系の134河川は一級河川に指定されており、泉州地域を流れる40河川が二級河川となっています。

表1-1 府内河川総括表

河川法指定	水系名	本数
一級河川	淀川水系	112
	大和川水系	22
	小計	134
二級河川	単独水系	40
計		174

表 1 - 2 水系別河川一覧表

水系名	1次支川	2次支川	3次支川	4次支川	5次支川	6次支川	準用河川	水系名	1次支川	2次支川	3次支川	4次支川	準用河川											
淀川	正蓮寺川 旧淀川	六軒家川 土佐堀川  寝屋川	木津川  東横堀川 第二寝屋川  城北川 恩智川  古川 鍋田川 谷田川 権現川 江崎川 清滝川 讚良川 南前川 打上川 たち川	住吉川 尻無川 道頓堀川  平野川  楠根川  大川 日下川 音川 新川 長門川 箕後川  清滝川 分水路 岡部川	平野川分水路 今川    御神田川    箕面鍋田川  芋川 石澄川 茶長阪川  北山川  木代川 切畑川 初谷川 田尻川  山田川 山辺川	平野川分水路 今川    御神田川    箕面鍋田川  芋川 石澄川 茶長阪川  北山川  木代川 切畑川 初谷川 田尻川  山田川 山辺川	駒川 鳴戸川    木野川 大原川    郷之久保川	細江川  空港放水路 加美箕川  荒川 戸堀川  門樋川  宮谷川  江原川 才ガ原川 中筋川 芋川  牧川  大丸川  岩谷川  荒内谷川 天王川  新川 氷室川 土室川 西山川 東山川 免除川 小久保川 星田妙見川 戎川 北川 がらと川 野々田川 前川 私部北川	穂谷川 船橋川 桂川  大和川  西除川  狭間川 西除川 放水路 東除川 三津屋川 飛鳥川 大乗川 梅川  千早川 佐備川 天見川  水越川 宇奈田川 石見川 加賀田川  内川 内川放水路 土居川  石津川 百済川 和田川 陶器川 妙見川  芦田川 芦田川 分水路  王子川 新王子川  大津川 牛滝川  榎尾川 父鬼川 東榎尾川  春木川  津田川  近木川 梶谷川  見出川  佐野川 雨山川 住吉川  田尻川  榎井川 新家川  男里川 金熊寺川 菟砥川 山中川  茶屋川 番川 大川 東川 西川  (武庫川)	穂谷川 宗谷川 車谷川 八田川  杉原川  高井田川 光竜寺川  西水川 十三間川  天満川 梅川 善秀寺川  宇奈田川 加賀田川  百舌鳥川 伊勢路川 和田川  富木川  東松尾川 古菅谷川  長谷川 勝江川  轟川  津田川  見出川  柳谷川 宮川  井関川 山中川  池詰川  天王川														
											神崎川	中島川 西島川 左門殿川 猪名川	千里川	箕面川 神田川 余野川	一庫・ 大路次川	旧猪名川 天竺川 高川 糸田川 安威川	上の川 正雀川 山田川 大正川	茨木川	土室川 分水路 下音羽川	東山川	北川	前川	檜尾川	東檜尾川

## 2. 大阪府の生活環境保全目標

大阪府の生活環境保全目標(以下「環境保全目標」)は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、本府で定めている基準です。また、環境保全目標のうち、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。なお、以下に示す環境保全目標は令和4年度時点のものです。

### □ 公共用水域

#### ① 健康項目(全公共用水域)

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	

- (注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって目標値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることををもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)4のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の目標値は適用しない。
- 4 総水銀についての目標達成の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。

②生活環境項目

ア 河川

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌数	20 CFU /100mL 以下	300 CFU /100mL 以下	1,000 CFU /100mL 以下	—	—	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする					

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする。  
 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。  
 4 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。  
 5 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 6 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 7 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 8 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 9 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値			対象水域 等
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	対象水域 及びその 水域が該 当する水 域類型は 別表のと おりとす る
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

イ 海 域

項目		類型	A	B	C
		利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)		2 mg/L以下	3 mg/L以下	8 mg/L以下
	溶存酸素量 (DO)		7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上
	大腸菌数		300 CFU/100mL以下	—	—
	ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等)		検出されないこと	検出されないこと	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする			

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。  
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 4 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 5 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 6 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

項目 類型	利用目的の適応性	目 標 値		対象水域等
		全 窒 素	全 り ん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	対象水域及びその 水域が該当する水 域類型は別表のと おりとする
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目 標 値			対象水域等
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)	
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	対象水域及びそ の水域が該当す る水域類型は、 指定されていな い
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	

- (注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

○河川

区分	河川名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	B	生物B
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C	生物B
	船橋川	全域	B	生物B
	穂谷川	全域	B	生物B
	檜尾川	全域	A	生物B
	天野川	奈良県界より下流	B	生物B
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	AA	生物A
	芥川(2)	塚脇橋より下流	A	生物B
	水無瀬川	全域	A	生物A
	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	生物B
神崎川水域	天竺川	全域	B	生物B
	安威川上流	安威川ダム流出端より上流	A	生物A
	安威川下流(1)	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	A	生物A
	安威川下流(2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	A	生物B
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	B	生物B
	佐保川及び茨木川	全域	A	生物B
	大正川	全域	A	生物B
	勝尾寺川	全域	A	生物B
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A	生物B
	猪名川下流(2)	藻川分岐点から藻川合流点まで	D	生物B
	箕面川(1)	箕面川取水口より上流	AA	生物A
	箕面川(2)	箕面川取水口から兵庫県界まで	A	生物B
	余野川	全域	A	生物A
	千里川	全域	A	生物B
	寝屋川水域	田尻川	兵庫県界より上流	A
一庫・大路次川		京都府界から兵庫県界まで	A	生物A
山辺川		全域	A	生物A
寝屋川(1)		住道大橋より上流	B	生物B
寝屋川(2)		住道大橋より下流	C	生物B
恩智川		全域	C	生物B
古川		全域	C	生物B
第二寝屋川		全域	D	—
平野川分水路		全域	C	生物B
平野川		全域	C	生物B
大阪市内河川	大川	大川全域及び城北川全域	B	生物B
	堂島川	全域	B	生物B
	土佐堀川	全域	B	生物B
	道頓堀川	全域	B	生物B
	正蓮寺川	全域	B	生物B
	六軒家川	全域	B	生物B
	安治川	全域	B	生物B
	尻無川	全域	B	生物B
	木津川	全域	B	生物B
	木津川運河	全域	B	生物B
	住吉川	全域	B	生物B
	東横堀川	全域	B	生物B

区分	河川名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
大和川水域	石川	全域	A	生物B
	千早川	全域	A	生物B
	天見川	全域	A	生物B
	石見川	全域	AA	生物A
	飛鳥川	全域	C	生物B
	梅川	全域	A	生物B
	佐備川	全域	B	生物B
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C	生物B
	大和川下流	浅香山から下流	D	生物B
	東除川	全域	C	生物B
泉州諸河川	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B	生物B
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	C	生物B
	石津川	全域	B	生物B
	和田川	全域	B	生物B
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	B	生物B
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	C	生物B
	牛滝川	全域	A	生物B
	松尾川	全域	B	生物B
	榎尾川	全域	B	生物B
	父鬼川	全域	A	生物B
諸河川	春木川	全域	C	生物B
	津田川	全域	D	—
	近木川上流	梶谷川合流点より上流	B	生物B
	近木川下流	梶谷川合流点より下流	D	—
	見出川	全域	D	—
	佐野川	全域	D	—
	樫井川上流	兎田橋より上流	B	生物B
	樫井川下流	兎田橋より下流	C	生物B
	男里川	全域	A	生物B
	金熊寺川	全域	A	生物B
河川	菟砥川	全域	A	生物B
	山中川	全域	A	生物B
	番川	全域	A	生物B
	大川	全域	A	生物B
	東川	全域	A	生物B
	西川	全域	A	生物B

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す

※令和5年1月に河川類型の見直しを実施し、新たに設定された類型による環境保全目標達成の評価は令和4年4月に遡って適用する(環境基準に準ずる)ため、2022年度測定計画(令和4年2月作成)に記載の類型と評価に用いる類型が異なる河川がある。  
 なお、この類型見直しによる2022年度測定計画の修正はなく、本報告書では2022年度測定計画に基づいた調査地点の結果について記載する。

(別表つづき)

○海 域

・COD等

水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(1)	C
大阪湾(2)	B
大阪湾(3)	A
大阪湾(4)	A
大阪湾(5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲まれた海域をいう。

・全窒素、全りん

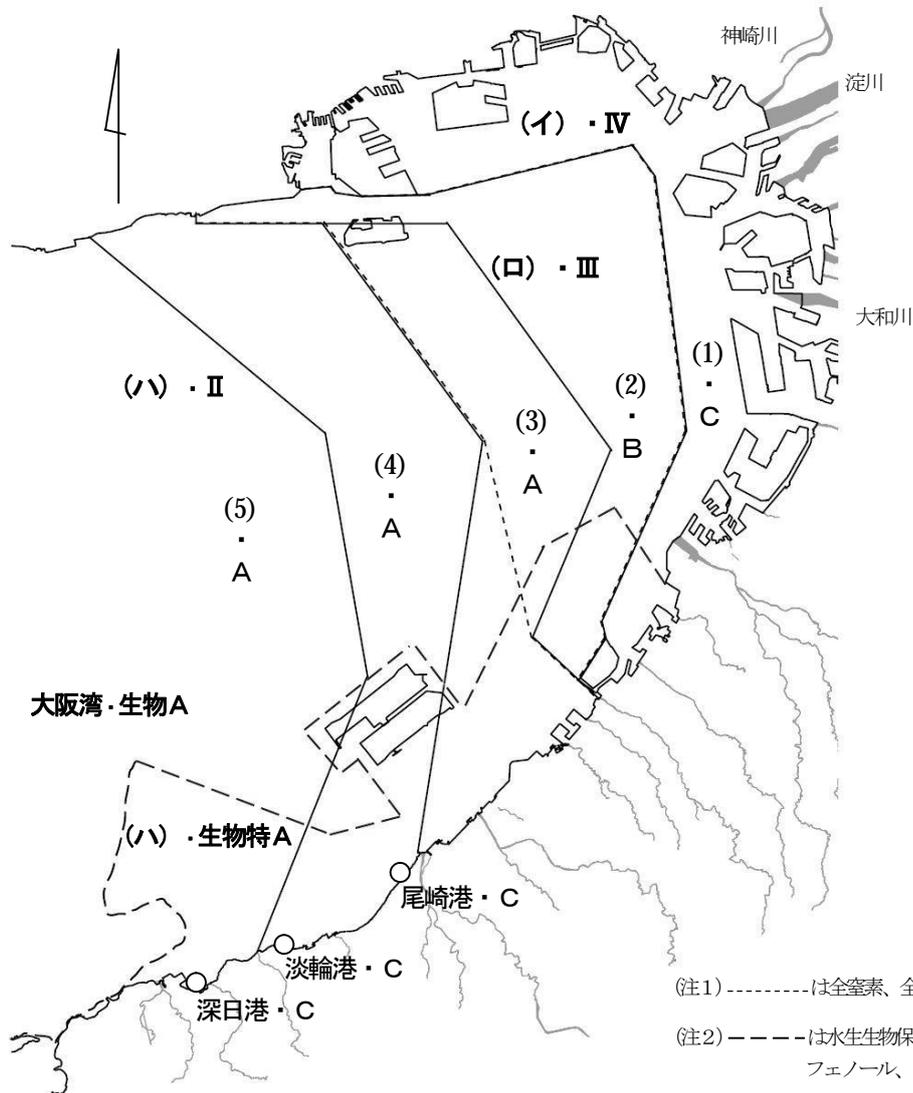
水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(イ)	IV
大阪湾(ロ)	III
大阪湾(ハ)	II

・水生生物保全項目(全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)

水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)～(ニ)に係る部分を除く。)	海域生物A
大阪湾(イ)	海域生物特A
大阪湾(ロ)	海域生物特A
大阪湾(ハ)	海域生物特A
大阪湾(ニ)	海域生物特A

(注) 水生生物の保全に係る類型は平成25年6月に指定された。海域生物特Aの(イ)(ロ)(ニ)の水域は下の地図の範囲外である。

大阪湾水域類型



(注1) -----は全窒素、全りんに係る水域を表す。

(注2) -.-.-.-は水生生物保全項目(全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)に係る水域を表す。

③ 底質

ア 河川

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	25 mg/kg	
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g	

イ 海域

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号水質保全局長通知) に定める基準に該当しないこと	
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g	

□ 地下水

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 地 下 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	

- (注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって目標値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
- 3 総水銀についての目標達成の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。

















